

連載・大学分科会の審議経過について

## 中教審・大学分科会「中長期的な大学教育の在り方について」の審議状況(5) 〈大学設置認可の規制緩和と、設置認可審査における課題と検討〉

文部科学省 高等教育局高等教育企画課・高等教育政策室専門職 八田 聡史

前回(三月号)は、我が国の公的な質保証システムの概要と、平成一五年に行われた、設置認可の準則化や認証評価制度の導入等の一連の改革の内容を紹介した。本号では、一連の改革の結果として、設置認可の状況と具体的な課題、及びこれに関して、平成二〇年九月～二一年一月の間の大分科会の審議状況を紹介する。

### 三 設置認可での規制緩和と、大学の量的規模の拡大・多様化

平成一四年以前は、大学の学部、大学院の研究科、短期大学の学科の設置廃止は、一律に文部科学大臣の認可を受けることとされていた。

これについて、平成一五年に「事前規制から事後チェックへ」の考え方のもと、審査基準の準則化、設置認可の弾力化(審査を要しない届出制の導入と、認可事項の縮減)

が図られた。具体的には、大学の設置認可の審査について、適用される基準や解釈を明確に示す観点から、従来審議会内規で定めていた審査の基準について、告示以上の法令に規定するとともに、審議会内規をすべて廃止した(準則化)。また、同年の学校教育法の改正により、「学位の種類及び分野の変更を伴わない」学部等の設置については、認可を受けることを要せず、文部科学大臣に届出を行えば足りることとした(届出制の導入)。併せて、学部、研究科の廃止など、従来は文部科学大臣の認可を要するとされていた事項について、届出を行えば足りることとした(認可事項の縮減)。さらに、これらに加えて、同年には、大学設置に関する抑制方針が撤廃された。

これらの規制緩和の結果、各大学の新設・量的拡大が進むとともに、届出という簡便な手続が広く認められたことで、大学の主体的な判断による新たな大学等の設置や組織

#### (4年制大学数の推移)

年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
大学数	686	702	709	726	744	756	765	773
学生数	2,786,032	2,803,980	2,809,925	2,865,051	2,859,212	2,828,708	2,836,127	2,845,908

#### (設置認可・届出件数の推移)

開設年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
認可	291	277	196	127	126	110	85	78
届出	1	1	276	265	356	243	258	228
総数	292	278	472	392	482	353	343	306

・件数は設置組織数ベース

・平成18年度開設の届出には、薬学関係学科の修業年限変更に関するものも含む

改編が迅速に行われるという成果が見られた。

#### 四 設置認可での問題と大学分科会の審議状況(平成二〇年九月～平成二一年一月)

##### (一) 大学設置・学校法人審議会で指摘された課題

このように大学の組織改編が進んだ一方で、大学設置・学校法人審議会(以下、「設置審」という。)に対する申請では、準備不足と判断される事例などが出てきたため、同審議会から、質保証の前提となる大学自身の自覚と責任を促すコメントが公表された。

具体的には、平成一九年一月、設置審会長より、答申の提出に当たつてのコメントが公表された。コメントでは、大学の設置等に係る申請が取り下げられた案件や、設置審で更に吟味を要することから判断を保留した案件について、大学の設置に関する基本的理解や、「事前規制から事後チェックへの転換」の前提となる大学自身の自覚と責任に対する自覚が欠如しているのではないかとの懸念が表明された。

また、平成二〇年一月、実際の設置認可審査において議論のあった具体的な事例が、①設置形態を問わず共通の事項、②専門職大学院に関する事項、③大学院大学に関する

事項、の三つの観点から整理され、公表された。①の観点からは、専任教員の役割・責任・勤務条件や、教員審査における実務家教員の業績評価の在り方など、設置基準上の定義が不明確な事項についての法令上の明確化等を課題として指摘した。②の観点からは、研究業績を有しない「実務家教員」が専任教員の大部分を占める場合などについて、専門職大学院としての妥当性等を課題として指摘した。③の観点からは、施設・設備を共用しているために、学生数に比して校舎面積が狭小な大学院大学についてなど、ハード面に関する基準の明確化を課題として指摘した。

さらに、平成二〇年二月、設置審の学校法人分科会長から、コメントとして「近年の審査を振り返って」が公表された。コメントでは、大学設置基準の大綱化以降の規制緩和により、各大学が様々な工夫を凝らし改革を進めていることを評価した。しかし、その一方で、審査で明らかになっている問題として、①新設早々に学生確保に苦しむ経営見通しの甘い大学など、継続的な運営の「安定性」の問題、②認可申請書の不実記載や重大な記載漏れ等の不正申請など、社会からの「信頼性」の問題、③準備不足から多数の留意事項が付される例など、私立大学の「自主性」「自律性」の問題、を挙げ、私立大学制度の前提である「自主

性」「自律性」を損ないかねない事態が出てきていることを指摘し、私立大学制度に関する各設置者の自覚・自省を促した。

## (2) 大学分科会の審議

大学分科会では、平成二〇年九月以降、中長期的な大学教育の在り方についての審議を行っており、多様なニーズに対応する大学教育を実現するための質保証システムの在り方に関する検討の一環として、(1) であげた設置審の指摘を踏まえつつ、設置認可に関して検討した。

具体的には、平成二〇年一月二六日に開催された大学分科会では、設置基準と設置認可の現状と課題について、設置審大学設置分科会の納谷分科会長職務代理からヒアリングを行った上、審議した。

ヒアリングでは、設置認可に関する現状として、(1) 申請者・申請内容が多様化しており、また、その中で、設置者としての自覚と責任を欠くような申請が増加していること、(2) 設置基準の準則化により審査内規が廃止され、設置基準が定性的・抽象的となつていること、(3) 届出制度の導入により、本来の届出制度の趣旨を逸脱するような場合など、届出設置で想定外のケースが出現しているこ

とを指摘した。そして、これらの問題点を踏まえて、今後の課題が以下の三つの観点から整理された。

①設置基準に係る課題（専任教員の要件などの定性的・抽象的な規定の明確化や大学院大学の要件の明確化等）、  
②設置認可に係る課題（大学の新設に係る審査期間を七ヶ月間から一年～一年半に拡大するなど、設置審査における審査期間の十分な確保等）、

③届出制度に係る課題（既存の学位の分野の見直し・細分化や、既存の学部新たな学位の分野を追加する場合のルールの厳格化等）、

また、大学分科会の審議では、この問題について、単に設置認可の観点からだけでなく、設置基準の改正の観点や、質保証の観点、認証評価の観点、大学院・専門職大学院等々の観点、通信教育の観点、学校経営の観点など、多岐にわたる観点からの意見が示されたこと、また、これらの観点は相互に関係しあっていることから、質保証のワーキンググループを設けて、専門的に検討することとされた。

更に、大学の設置認可については、平成二〇年一月二六日の大学分科会委員懇談会でも審議された。その際の意見として、平成一五年以前は内規で詳細な基準が設けられていた専任教員に関する基準の具体化、インターネット

技術の発達や生涯学習等の新しい要素が出てきている中で通信教育に係る教育の質保証の検討、届出制度の趣旨を逸脱するような届出設置に対しての届出制度の早期の見直しなど、設置基準と設置認可に関して検討が必要な事項が整理された。また、これらの問題については、認証評価と併せて検討するべき問題であるとされた。

これらの審議の内容は、平成二二年一月の「中長期的な大学教育の在り方について」諮問に係る大学分科会の審議経過について」で整理され、設置基準・設置認可の在り方について、審査基準の明確化や適切な設置審査のため、可能なものから速やかに見直しを行うこととし、質保証システム検討ワーキンググループにおいて、設置審の協力も得ながら具体的な検討を進め、大学分科会にフィードバックを行うこととされた。

その後、平成二二年四月以降は質保証システム部会において、大学の公的な質保証システムの在り方等に関する審議が行われている。

次号では、この質保証システム部会における具体的な検討状況や、関連する制度改正の状況を紹介することとした。